

# 賃貸借契約書

公益財団法人ひろしま国際センターを甲とし、〇〇株式会社を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 乙は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

| 品目                 | 品名等 | 設置場所  |
|--------------------|-----|-------|
| 複写機（モノクロ複合機）       |     | 1階事務室 |
| 複写機（カラー・モノクロ併用複合機） |     | 1階事務室 |

(賃貸借の期間)

第2条 この契約の期間は、令和5年12月25日から令和10年12月24日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を解除できるものとする。

(賃借料)

第3条 貸付物件の賃借料は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む。税率に変更があった場合は、変更に対応して、月額を変更するものとする。）。

| 品目                 | 月額（円） |
|--------------------|-------|
| 複写機（モノクロ複合機）       |       |
| 複写機（カラー・モノクロ併用複合機） |       |

(保守及び消耗品代金)

第4条 保守及び消耗品代金（以下「複写料金」という。）は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む。税率に変更があった場合は、変更に対応して、単価を変更するものとする。）。

| 品目                 | 区分   | 1枚当たり単価（円） |
|--------------------|------|------------|
| 複写機（モノクロ複合機）       | モノクロ |            |
| 複写機（カラー・モノクロ併用複合機） | モノクロ | 同上         |
|                    | カラー  |            |

(賃借料の支払)

第5条 乙は、1か月毎にその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は乙から適法な請求書を受領してから30日以内に賃借料を支払うものとする。

(複写料金の支払)

第6条 乙は、毎月末日に機械記録計により検認した正常な出力枚数に、第4条に規定する品目及び区分ごとに乗じて算出した額（当該算出額に1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てる。)を複写料金として甲に請求するものとする。

2 複写機の使用に際して、乙の責めに帰すべき不良複写枚数及び乙が複写機の点検調整のために使用した複写枚数は、前項の複写枚数の対象としないものとする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(保険)

第8条 乙は、貸付物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方がこの契約の規定に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第11条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して甲の保有個人情報（公益財団法人ひろしま国際センター個人情報保護に関する要綱（平成17年9月1日施行）第2条第2項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合には、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 乙の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者又は下請負人を含む。以下同じ。）に、次に掲げる行為をしないよう遵守させること。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

ア 保有個人情報を第三者に提供し、その内容を知らせること。

イ 保有個人情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供、複製又は改ざんすること。

(2) 個人情報保護管理者責任者を定めること。

(3) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損その他本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。

(5) 甲の求めがあった場合には、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) この契約が終了し、又は解除された後において、速やかに保有個人情報を甲に返却

すること又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第1号の規定については、この契約が終了し、又は解除された後においても、その効力を有するものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

4 乙は、保有個人情報の不適切な管理により甲に損害を与えたときには、その賠償の責めを負うものとする。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項で必要がある場合及びこの契約について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和5年 月 日

甲 広島市中区中町8-18  
公益財団法人ひろしま国際センター  
会長 武田 龍雄

乙